

人材紹介に関する基本契約書(抜粋)

第14条（返戻金制度）

この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意志により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた手数料を甲に返戻することとする。

1 カ月未満で退職した場合 80%

3 カ月未満で退職した場合 30%

但し、丙が専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないこととする。